

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

京都市は、令和3年現在約8万5千の事業所を有し、令和元年度の市内総生産額は6兆5,923億円で、京都府総生産額(10兆7,725億円)の約61.2%、国内総生産額(556兆836億円)の約1.2%を占める。産業構成は、第2次産業が約16%、第3次産業が約84%を占め、特に事業所数では、卸売業、小売業が約24%、宿泊業、飲食サービス業が約14%と高い割合を示している。

京都市の人口は、昭和60年頃に約148万人とピークを迎え、平成6年まで減少に転じていたが、平成7年から増加傾向に転じ、平成28年の国勢調査の結果、1,475,909人となった。以降、本市の人口は、減少傾向が続き、令和4年は1,448,964人となっている。

また、国の長期推計では、令和7年に本市の人口は、145万2千人になると推計されており、さらに、令和27年には、129万7千人になると推計されている。

社会動態の状況をみると、平成23年から令和元年まで9年連続転入超過の状況であり、令和2、3年は、約3千人の転出超過に転じたものの、令和4年には約3千人の転入超過となった。また、自然動態は少子高齢化により減少傾向にある。本市の令和3年の期間合計特殊出生率は、1.17であり、全国の合計特殊出生率を下回る傾向が続いていることから、本市は、人口減少局面に入っている。

平成27年に策定した「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略では、今後の本市人口について、2060年には111万人にまで減少すると推計している。

このような人口減少傾向に加え、ここ数年の京都市中小企業経営動向実態調査において、「人手不足」を経営上の不安要素として挙げた中小企業の割合が約25%前後と高い水準で推移しており、依然として中小企業の担い手不足が課題となっている。

以上のことから、本市において直面する中小企業の担い手不足を克服するため、業務省力化や生産性向上に資する先端設備の導入を促進する必要がある。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を図ることにより、本市経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に先端設備等導入計画を200件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内全産業において、生産性の向上に向けた取組が求められている状況にあり、業務省力化や生産性の向上に資する先端設備の導入について、最大限支援していく必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市域全体において、中小企業者の業務省力化や生産性向上に資する先端設備の導入を促進する必要があるため、本計画の対象区域は、京都府京都市の行政区域とする。

(2) 対象業種・事業

本市域全体において、中小企業の業務省力化や生産性向上に資する先端設備の導入を促進する必要があるため、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の全てを対象とするとともに、当該中小企業者が実施する全ての事業を対象とする。

ただし、「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に掲げる事項を除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月6日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下の場合、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、認定後であっても、その事実が判明した場合、ただちに認定を取り消す。

- (1) 人員削減を目的とする取組
- (2) 政治活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 公的な認定として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関係する事業